

# 3. 新医薬品の薬価算定方式③

～特例的なルール～

■ 類似薬がない場合には、原材料費、製造経費等を積み上げる(原価計算方式)。

(例)	①原材料費	(有効成分、添加剤、容器・箱など)
	②労務費	(= <u>4,264</u> <注1> × 労働時間)
	③製造経費	(= ② × <u>1.719</u> <注2>)
	<u>④製品製造(輸入)原価</u>	
	⑤販売費・研究費等	(= (④ + ⑤ + ⑥) × <u>0.377</u> <注3>)
	⑥営業利益	(= (④ + ⑤ + ⑥) × <u>0.192</u> <注4>)
	⑦流通経費	(= (④ + ⑤ + ⑥ + ⑦) × <u>0.076</u> <注5>)
	⑧消費税	(5%)
	<b>合計: 算定薬価</b>	

(下線の数値は、医薬品製造業の平均的な係数を用いることが原則)

<注1> 労務費単価: 「毎月勤労統計調査(平成17年)」(厚生労働省)、

<注2> 労働経費率、<注3> 販売費及び一般管理費率、<注4> 営業利益率: 「産業別財務データハンドブック」(日本政策投資銀行) (平成18年12月発行)

<注5> 流通経費率: 「医薬品産業実態調査報告書(平成17年度)」(厚生労働省医政局経済課)